

第55回

ポスト・コロナにおける不動産決済

新型コロナウイルス感染拡大により、実質的に人の動きが制限されてきている。このような状況の中において、不動産取引における不動産決済、本人確認・意思確認はどのように進められているか。また、今後はどのような方向に進んでいくのか。

口ナの脅威は続いているにもかかわらず、この一般的な流れをとるケースが未だに多いと思われます。これは、売主・買主といった取引当事者と司法書士とが初めて会う場面、すなわち司法書士が本人確認・意思確認ができる機会が、この決済の場であることが多いことも影響していると考えられます。

本人確認・売却意思確認を行なうわけですが、最近問題となつていて、その施設がコロナ対策として部外者入室禁止の措置をとっている場合や、コロナ感染防止を理由として面談を拒否される場合です。この場合、直接の面談が困難もしくは不可能となります。

面から認められたことにより、コロナの影響で施設を出られない方や同様の理由により遠隔地から決済地に赴くことが困難な方に対しても、本人確認・意思確認のスケジュールが組み立てやすくなつたといえます。

新型コロナウイルス
感染による緊急事態宣言直後は、不動産業者もしくは出勤停止状態のほとんどが自主休業となり、営業行為自体不可能となつたことから、不動産取引件数は一時的に急降下しました。ただ、緊急事態宣言解除後、人々の動きが戻りつつある中で、実需に限つてですが、不動産取引件数は回復してきています。なか

ペントといえます
この不動産決済の当
日は、比較的狭いスペ
ースに、売主・買主・
不動産業者・司法書士
・銀行担当者等が一同
に会し、売主・買主に
対し手手続きおよび重要
書類の説明がされ、そ
れぞれの書面につき署
名押印がなされ、また
振り込み着金までの長
時間待機するという流
れが一般的です。つまり、
不動産決済当日の

書類取り扱いを済ませ、決済当日は資金の移動およびその確認から登記申請を行う流れのみを行い、関係者が集まらないというやり方で、昨今増えつつある方法です。新型コロナウイルスの収束が当面見込めない状況の中では、このやり方は有効なものといえます。

契約当事者が決済当日出席しないような場合、司法書士が事前に

云は、新型コロナ感染拡大の状況を受け、和2年5月1日に、規定期間の考え方を発表しました。その点としては、感染防護の方法を取ったうえで、できるだけ面談による本人確認・意思確認を試みる必要はある。それが困難な場合、人限定受取郵便やテレ電話等も併せて利用していく、というものです。この方法が正

したがて、この方法で関係者全員が安心できる仕組み（具体的には書類のアリバリー、資金移動等の確実性を備えた仕組み）を構築していくことが、不動産業界としては求められるのかもしれません。そして、我々司法書士も、こうした環境の変化に対応できるよう努めていかなければなりません。

今月の筆者

●プロフィール

司法書士・土地家
屋調査士・マンショ
ン管理士の難波と申
します。



四谷司法事務所
司法書士・土地家屋調査士

司法書士をメインに、首都圏全域で活動しております。不動産登記・相続・後見・家事関係等が主な業務です。

司法書士を営む以前は、20年以上にわたり大手不動産仲介会社にて勤務しており、最後の10年は社内講師として社員の指導に携わっておりました。

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
<http://www.fudosan-probiz/>